

重要なお知らせ

令和6年度診療報酬改定により、

2024年10月から

**患者さま希望による先発医薬品は、
『特別料金』が設定されます**
(選定療養費)

特別料金(選定療養費)について

要件にあった先発医薬品において、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として患者さまが自己負担する仕組みが2024年10月よりスタートいたします。

- ・予め定められた後発医薬品のある先発医薬品が対象です。
- ・医療上必要と診断され処方・調剤された先発医薬品は対象外です。
- ・選定療養費は課税対象のため、消費税が上乗せされます。

現在、公費負担等の自己負担が無い患者さまも対象です。

エール薬局グループからお知らせ

変更可能なお薬は再度、ジェネリックをご案内させていただくことがございます。
(変更された場合、特別な料金は発生しません。)

ジェネリックでのお渡しに問題のある場合は、担当の医師または薬剤師へお伝えください。医師が「医療上必要」と判断された場合は特別料金は発生しません。